

裁量ペナルティー ガイドライン

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティーなし）からDSQ（失格）までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則2（公正な帆走）に基づき当該艇を抗議することを考慮します（DNE）。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド 1: 0 - 10%（中点 5%）
 - バンド 2: 10 - 30%（中点 20%）
 - バンド 3: 30 - 70%（中点 50%）
 - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であった。
 - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があった。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出た。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与した。
8. 以下の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
 - (a) 違反は繰り返された。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であった。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとした。
 - (d) 誰かに迷惑をかけた。

9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することができます。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはならない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される（ただし、有効な抗議がなされたレースに限る）。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

表1 規則違反と対応するバンド

SI 4.2	陸上で発する信号		
		「D旗」コントロールに違反した	1
SI 10.2	スタートエリアの回避		
		艇や運営艇に影響を与えていない	1
		艇または運営艇を妨害した	2-3
		艇または運営艇に損傷・傷害を引き起こした	4
		違反した後に指導に従わなかった	4
	レース中の艇を妨害した(規則24.1に違反した)		4
SI 18.1	個人用浮揚用具(ライフジャケット)の海上での常時着用		
		RRS40にも違反した	4
		RRS40には違反しない	1-2
	個人用浮揚用具(ライフジャケット)に関する規程		
	適切な規格に準じていない	3-4	
	適切な規格に準じているが、その他の指針に適合していない		1-2
SI 20.1	装備、クラス規則		
	20.1	セール番号を示す文字がない、または正しくない	1
		バンドを越えてセールを展開	3
		許されていないハル/フォイル表面処理	4
		限定マークのない装備の使用(計測証明はある)	3
		安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備	3
		禁止された電子機器の使用、または計測証明のない装備の使用	4
		補正おもりがない、または、正しくない位置にある	4
		規定された許容範囲を超える装備 (RRS64.3(a)も参照)	
		・ 艇速・性能に影響する可能性がない	1
・ 艇速・性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無い	2		
・ 艇速・性能に明らかな影響がある	4		
20.2	装備の交換の届け出を最初の妥当な機会に行わなかった		1~4

SI 22	支援艇		
	22.1	「D旗」コントロールに違反した	1
	22.2	エリアへの侵入	1
		艇または運営艇を妨害した	2
		艇または運営艇に損傷・傷害を引き起こした	3
		レース中の艇を妨害した	3
		違反した後に指導に従わなかった	4
22.3	「ピンク色旗」の掲揚を行わなかった	1	
22.4	支援艇がレース委員改選の指示に従わなかった	1~4	
22.5	支援艇が競技艇の帆走に影響する行動を行った。	1~4	
SI 24	無線通信		
		規則に反する無線送信・受信を行った。	1~4

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

競技者(自艇の乗員も含む)や競技役員、関係者に危険を及ぼす可能性があったか？		
及ぼさなかった。可能性もなかった。		1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。		2-3
及ぼした。		4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？		
有利を得る可能性もなかった。		1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。		2-3
有利を得た。		4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？		
無い。		1
懸念されるが、確かではない。		2-3
ある。(プロテスト委員会は、規則 69 に基づく審問召集を検討する。)		4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？		
無かった。		1
可能性はあったが、引き起こさなかった。		2-3
引き起こした。		4

標準ペナルティー

SI 17.1	出着艇申告	
	SI17.1に違反した	10%
SI 18.3	黒色球体形象物	
	故意に黒色球形形象物を取り付けていなかった	20%
SI 19.1	乗員届	
	乗員届を提出しなかった	10%

2021 年 6 月 10 日 プロテスト委員長